

事 務 連 絡

平成17年7月22日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

#### タイ産マンゴーの取扱いについて

標記については、平成17年4月27日付け食安輸発第0427001号にて通知したところです。

今般、タイにおいて日本向けマンゴーに対するクロルピリホスの残留防止対策及び輸出前検査体制に基づき加工される冷蔵皮むきマンゴーが輸出されることとなったことから、上記通知に示す条件に適合する冷蔵皮むきマンゴーについては、通常の監視体制として差し支えないこととします。